

2025（令和7）年度 事業計画

基本理念

『共に生き、共に育み、安心して暮らせる福祉社会を目指して』

本会は「共に生き、共に育み、安心して暮らせる福祉社会を目指して」の基本理念に基づき、高齢者や障がい者が安心して生活できる地域づくり、若い世代が安心して子育てできる環境づくりなど、士別で生活するすべての住民が自立し幸福な生活を送ることができるよう、住民主体の社会福祉活動を推進します。

事業方針

今日、我が国における人口動態をみると、いわゆる団塊の世代による高齢者人口の急速な増加が見込まれ、一方ではこれまで以上に現役世代となる生産年齢人口の減少が加速するとされており、社会構造にも大きな変化が起きるものと予測されています。

また、地方においては、このような社会構造の変化のスピードがより一層早く、地域の福祉ニーズに対し既存の社会福祉制度やサービスだけでは十分に対応しきれない状況です。このような中、子育てや介護、生活困窮など、福祉ニーズがますます複雑化・多様化していることから、地域全体の連帯感を深め、支え合い・助け合いによる福祉増進が、重要且つ急務となっています。

こうした課題解決のために社会福祉法では、社会福祉協議会が、地域福祉を推進する中核団体と位置付けられております。そのうえで地域共生社会の実現を目指し、自治会や他市町村社協、相談支援機関及び行政等と連携し、福祉を通じたまちづくり全体を見据え、計画的で包括的な相談支援体制を構築することが求められています。

このため本会は、複合化・多様化した地域住民の支援ニーズに対応するため、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、高齢者や障がい者等の個々のニーズに対応した利用者の問題を解決していくことができる包括的な支援体制づくりに努め、利用者本位の介護保険事業等、福祉サービスを提供していきます。

現在、地域の身近なところで総合的な相談やサービスの適切な利用に結び付けられる体制整備が急務となっています。このようなことから、各相談支援機関との学習会により情報共有に努め、地域住民の相談も包括的に受け止めながら、行政をはじめ、自治会やボランティア、民生・児童委員、各事業所等、地域で活躍する団体とも連携をし、必要に応じ適切な支援関係機関につなげ、相談者とその世帯が抱える諸課題の解決を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域福祉事業を推進して参ります。

事業計画

1. 法人運営・組織強化活動

今日、士別市においても共に生き、共に支えあう地域福祉活動が、非常に重要視されており、社協の果たす役割として、このような活動をさらに推進していくためには、社協組織の維持強化と財政基盤の確立が大きな課題となっています。

(1) 法人運営

組織強化につきましては、主体的且つ的確な判断運営を行う役員体制強化と、その執行についての議決機関である評議員会の機能強化を図ります。

また、事務局職員体制につきましても士別市の援助協力を受けながら、少子高齢社会や介護保険制度等に対応すべく、総合相談・支援活動の中核的機能を十分に果たせるよう、職員による研鑽を重ねます。

さらに法人BCPの策定、更新を随時行い、災害や感染症のまん延等危機的状況となっても、社会福祉協議会が機能し続けることができるよう体制づくりを進めるとともに、職場安全衛生推進活動を推進し、労働災害防止に努めます。

次に、財政基盤の強化については、社会福祉積立金・財政調整積立金・介護保険財政調整積立金の健全な運用に努めております。しかし、補助金の削減や介護事業の従事者不足等による事業総体の減収など、厳しい財政事情となっており、ここ数年積立金の取り崩しを行っておりますが、社会経済情勢の変化や災害時等の際に安定的な福祉事業を推進するため、今後も引き続き積立金の健全運用に努めます。

特に介護保険事業については経営が厳しい状況になっており、経営改善に関する協議を継続して実施し運営の在り方について検討します。

(2) 全戸会員制の推進

社会福祉事業の組織的活動の促進と地域福祉の推進を図るため、社協の全戸会員制を目指し、各自治会にご理解とご協力を頂いております。今後さらに、自治会未加入世帯に対して自治会連合会と連携し、会員加入の促進に努めます。

(3) 高額寄付者に対する感謝状の贈呈

社会福祉事業に10万円以上の金品を寄付された方に感謝状の贈呈を行います。

(4) 住民参加による社協活動の充実

○情報の提供

市民の社会福祉活動に対する理解を得るため、さまざまな機会を通じ情報の提供に努めます。また、市内全戸配布の「社協だより」の内容の充実を図るとともに、ホームページ、フェイスブック等をはじめとするSNSを活用した迅速な情報発信に努めます。

○第4期士別市地域福祉実践計画に関する取り組み

「第4期士別市地域福祉実践計画」に基づき、長期的展望を意識して地域福祉活動のより一層の推進を図ります。また、策定委員の皆さんによる懇談会を開催し計画の評価・点検を実施し意見集約に努めます。

○苦情解決委員会（虐待防止委員会）

委嘱した第三者委員により構成される苦情解決委員会にて、社協活動、介護保険サービス実施における苦情について報告し、意見集約、課題解決を図ります。

(5) サポートセンターしべつ管理運営（平成13年11月）

サポートセンターしべつの適切な管理運営を受託するとともに、必要に応じ随時、施設修繕等を実施し、センターの有効活用を図りながら利用者の福祉向上に努めます。

(6) 研修参加・研修視察等受入

北海道社会福祉協議会等主催の役職員向け研修会・講習会に積極的に参加することと併せ、社会福祉士・介護福祉士等資格取得のための助成 制度の活用促進により、役職員の資質向上を図るとともに福利厚生を整備など職員の働きやすい職場環境づくりを進めます。また、社会福祉士等資格取得のための現場実習の受け入れを積極的行います。

(7) その他

- 共同募金事業（赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動）
- 日本赤十字社事業
- 無縁仏供養

2. 地域活動の強化

(1) 支部活動の推進

市内の地区自治会連合会を単位とした支部（中央・上士別・多寄・温根別・朝日）活動は、市の支所及び出張所並びに地区連合会の各自治会の協力によって各種事業が推進されています。今後においても各支部間の情報を共有し、住民が互いに創意と工夫を持ち寄り、支えあって暮らすことのできる福祉のまちづくりを進めてまいります。

朝日地区には支所を設けており、ふれあい昼食会、福祉運動会、広報誌発行の事業運営を行い、福祉・ボランティア活動の推進を継続して行います。

(2) 住民相互のネットワークづくりの推進

地域の繋がりや住民同士の支え合い活動を進めることを目的に研修会・交流会を開催します。

- 住民福祉活動を進めるつどい
- 地域支え合い交流会

(3) 士別市小地域ネットワーク活動推進事業

自治会等の小地域を基盤とし、住民の参加・協力により地域の中で援護が必要な方々の生活を見守るとともに、隣人同士の支えあい活動を推進し地域全体をつなぐネットワーク活動へと発展することを目的として、更なる取組みの拡充等を推進します。

(4) 福祉パトロール事業【士別市受託事業 昭和46年4月】

日常生活を送るうえで不安のある高齢者単身世帯等を対象に、自治会を中心とし民生委員等が連携して、家庭訪問・電話連絡等による見守り・安否確認を行う事業として推進します。

(5) 士別市地域サロン開催支援事業の推進【士別市受託事業 平成26年4月】

高齢になっても孤立することなく健康で安心安全な生活ができるよう、住み慣れた地域での交流や、つながり・居場所づくりを目的としています。市民（自治会・各地区自治連）が主体となってサロン事業に取り組まれており、そのコーディネート及び事業の更なる拡大等の取り組みを推進します。また、地域実践者を対象とした福祉パトロール、地域サロンに関する研修等も行政と連携を図り実施します。

(6) 地域助け合い活動協議体実施事業への推進協力

士別市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域の困りごとを把握し解決するための仕組みづくりへの推進協力を行います。買い物サポート事業は、協議体の協議で立ち上げられており、引き続き支援を行います。また、地域食堂開催については、地域活動実践者がつどい実施されている事業であり、運営協力を行います。

(7) 災害に強い地域づくりの推進

法人BCPと関連させて士別市災害ボランティアセンターの体制整備、運営マニュアルの更新等を随時行います。また、支援が必要な方々の見守りや災害に備えるため、研修会や講習会等を通じ地域ぐるみでの防災・減災活動を士別市と連携のもと更に推進します。

(8) 避難行動要支援者個別避難計画作成事業【士別市受託事業 令和5年6月】

地域で暮らされている避難行動要支援者について、訪問活動等を通じ状況把握します。そして、必要な方については避難所等への避難を支援する援護者選定等を行い、個別避難計画の作成を行います。

3. ボランティア活動・福祉教育の推進

(1) 士別市ボランティアセンターの運営

ボランティアや福祉教育に関する事業の企画運営、ボランティア活動の情報提供、個人ボランティア登録推進など、誰もがボランティア活動に参加できる体制整備に努めます。

また、士別市ボランティアセンター運営委員会ははじめ各関係団体と連携の上、下記事業を推進し全市的な福祉ボランティア活動の普及定着を進めます。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ○士別市民ボランティアスクール | ○福祉・ボランティア団体助成事業 |
| ○士別市中学生・高校生ワークキャンプ | ○声の図書貸出事業 |
| ○土曜ボランティア学習塾「さぼてん」 | ○使用済み切手・リングプル等の収集活動 |
| ○教職員対象研修会 | |

(2) 福祉教育推進事業

「福祉教育が地域福祉の根幹をつくる」と言われており、住民の地域福祉への理解や関心を高めるために、福祉・ボランティアに関する出前講座の企画・運営を支援します。

また、学校を対象とした福祉授業の企画運営支援や講師調整・助成金支援、教員を対象とした「士別市福祉教育懇談会」「ボランティア指定校担当者会議」を開催し、福祉教育やボランティア活動を通じた将来の担い手となる子どもたちの豊かな心を育むことに努めます。

- 学童生徒のボランティア活動普及事業

4. ノーマライゼーション事業の推進

(1) 「ふれあい広場'25in しべつPART41」の開催

障がいの有無に関わらず共に地域社会の中で支えあって生きていく「ノーマライゼーション」の考えを普及・定着することを目的に、地域住民の理解と協力のもと事業を開催します。

(2) アダプテッドスポーツの推進

障がいの有無や年齢にかかわらず誰もが楽しめる「アダプテッドスポーツ」の普及を通し、多様な方が交流する場づくりを推進します。

- しべつジュニアボッチャクラブ（小学生対象：月１回）
- サロン de ボッチャ（一般対象：月２回、朝日地区：月１回）
- 「士別市民ボッチャ大会」開催

(3) 福祉の店「シュペツ」運営

障がい者の自立や社会参加を目的に、事業所等の作品販売等を通し障がい者の働く場の確保や地域住民との交流拡大に努めます。

(4) 障がい者団体との連携、支援

- 障がい者団体等活動支援
- 士別地域障がい者職親会への参加

5. 権利擁護事業

(1) 士別地域成年後見センターの運営

〔士別市・和寒町・剣淵町・幌加内町委託事業 平成31年4月〕

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方の生活や権利と財産を守る成年後見制度の利用を円滑にできるよう支援を行い、適切な運営をします。

○成年後見制度の普及・啓発

出前講座等として地域に伺い、成年後見制度の説明会等を実施し、潜在化するニーズの発掘と制度の利用促進を図ります。広報紙を発行し、成年後見センターの活動状況等を周知する機会とします。権利擁護研修会では、地域住民や福祉関係機関等に権利擁護の制度に関わる講演や市民後見人が活動する必要性を学ぶ機会とします。

○市民後見人の養成・活動支援

市民後見人の養成研修を開催し、市民後見人として活動できる機会をつくります。

市民後見人の活動支援として、フォローアップ研修や後見等事務に関わる相談等を通じて、安心して活動できるよう支援します。

○運営協議会・地域連携ネットワーク会議の推進

成年後見センターの適正な後見等事務運営に関する協議を開催します。

また、ネットワークづくりとして、法的専門職・地域の関係者・介護・医療・福祉の専門職と連携を図り、複雑かつ多様化する個々のニーズに対して支援する体制づくりに努めます。

さらに、各地域の実務者等と定期的な連絡会議を開催して、情報共有を図ります。

(2) 日常生活自立支援事業の推進〔北海道社会福祉協議会及び1市3町委託事業〕

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力に不安のある方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などを行うことで、自立した生活が送れるよう引き続き支援します。利用者本人の判断能力低下が認められた場合は、成年後見制度へ移行するタイミングを本人や関係機関と相談・連携し適切に進めます。

(3) 権利擁護関係研修参加、研修視察等受入

各種団体で行われている研修等に積極的に参加し、権利擁護活動の質向上を図ります。

6. 総合相談事業の推進

地域における複雑な福祉課題に対応していくために、様々な分野における相談を一つの窓口で受け止める「総合相談」が求められています。市社協では様々な相談に応じるとともに、市内相談機関とのネットワーク強化に努めます。

(1) 生活福祉資金貸付事業

北海道社会福祉協議会が実施主体となり、市町村社会福祉協議会に相談窓口を委託し低所得者や高齢者、障がい者のいる世帯等自立を支援するための貸付事業です。現在「コロナ特例貸付制度」の償還が開始されており、償還支援だけでなく償還免除・猶予に対しての周知や手続き等の支援も実施しています。また、他機関との連携を図りながら相談者、借受人の支援に努めます。

(2) 土別市心配ごと相談窓口運営

生活支援活動として社協事務所・民生委員宅に心配ごと相談所を設置し、市民の悩みごと心配ごと等多岐にわたる相談に対応する。

- 常設相談窓口 社協事務局にて相談員が随時相談対応
- 地域相談窓口 74名の相談員（民生委員）宅とし、随時相談対応

(3) 土別相談支援ネットワーク事業

相談機関が、地域の様々な課題多様なニーズに対応していくために、民生委員や地域での支え合い活動実践者等とともに定期的に新たな課題に対する学習会や事例検討などを行い、相談支援ネットワークを推進します。

(4) フードパントリー事業

市民より食品の提供を受け、行政等相談支援窓口の要請により、生活困窮者等に対し、食料品の提供を行います。また、災害時等緊急的に食料支援ができるよう平時より在庫管理に努めます。

(5) その他

- 高齢者等安全杖贈呈事業

7. 在宅福祉サービス事業の推進

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、安心して在宅生活が送れるよう、次の事業を推進していきます。

(1) 介護保険事業・障がい者支援事業の実施

介護保険事業としてケアプランの作成機関となる指定居宅介護支援事業者、また、ホームヘルプ事業・訪問入浴事業の指定居宅サービス事業者として運営規程等を遵守するとともに、サービスの質の向上と信頼される事業者となるよう努めます。また、障害者総合支援法のもと、日常生活及び社会生活の支援等、障がい者・児福祉の更なる推進に努めます。

○指定居宅介護支援事業所（ケアプラン作成機関）

- ・士別市社協居宅介護支援事業所

○指定居宅サービス事業所（介護保険サービス提供機関）

- ・士別市社協ヘルパーステーション
- ・士別市社協訪問入浴事業所

○居宅介護支援事業所（障がい者支援サービス提供機関）

- ・士別市社協ヘルパーステーション

(2) 受託事業

○入浴介護事業（施設入浴）〔士別市受託事業 昭和54年4月〕

在宅での入浴が困難な身体障がい者・児や高齢者を対象とした、施設入浴を提供します。

○士別市在宅介護支援センター運営事業〔士別市受託事業 平成11年7月〕

市内に3ヶ所開設されている総合相談窓口の1ヶ所を受託運営しており、社協本来の機能を十分に発揮します。また、士別市地域包括ケア推進課と連携を図りながら、介護予防事業などについて積極的に取り組みます。

○要介護認定調査受託事業 〔士別市受託事業 平成12年4月〕

○士別市障がい者移動支援事業 〔士別市受託事業 平成23年2月〕

(3) 在宅福祉・介護保険関係研修参加

各種団体で行われている研修等に積極的に参加し、介護支援の資質向上を図ります。